

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定（写）

三重県（以下「甲」という。）と三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会（三重 JRAT）（以下「乙」という。）は、災害リハビリテーション支援について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化にかかる厚生労働省通知（令和7年3月31日）、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年10月13日三重県条例第46号）（以下「県条例」という。）又は防災基本計画（修正令和7年7月1日）に基づき、甲が行う災害リハビリテーション支援活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害リハビリテーションとは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の災害関連死、生活不活発等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することで、支援対象者の早期自立、生活の再建及び被災地域の復興を支援する全ての活動をいう。

2 災害リハビリテーション支援活動とは、前項の支援並びに当該被災地支援に係る本部運営、情報収集及び人材の派遣等の調整業務をいう。

3 前項の本部とは、第1条の厚生労働省通知による「保健医療福祉調整本部」（以下「調整本部」という。）をいい、連絡窓口として乙の担当者を配置する。

4 乙は、乙自身の本部を設ける。

（災害リハビリテーション支援活動に係る人材の派遣）

第3条 甲は、災害リハビリテーション支援活動を実施する必要がある場合は、迅速かつ適切に乙に対し、様式第1号により、場所、期間、その他必要な事項を示し、当該活動に係る人材の派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに、様式第1号を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、災害リハビリテーション支援チーム（以下「支援チーム」という。）を編成し派遣するものとする。

3 多方面の情報に基づき、乙は、甲と協議の上で派遣規模を決定する。

4 甲が依頼する災害リハビリテーション支援活動の人材派遣は原則として三重県内とする。ただし、他都道府県から依頼された場合の取扱い第13条に定める。

(支援チームの業務)

第4条 乙が派遣する支援チームは、甲又は市町が設置する避難所、仮設住宅、在宅避難者のいる住宅等において災害リハビリテーション支援を行うことを原則とする。

2 支援チームの業務は次のとおりとする。

- (1) 避難所、避難場所等の環境アセスメント並びに改善に関する対応及び提案
- (2) 支援対象者に係るリハビリテーション適応に対する評価（リハビリテーショントリアージ）及び情報収集
- (3) 支援対象者の生活不活発病等を予防するための活動
- (4) リハビリテーション医療器材（福祉用具、補装具、自助具等）の評価及び提供に関する対応
- (5) その他必要な支援

(連絡責任者の指定)

第5条 第3条第1項の派遣要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、緊急時の連絡先を相互に報告するものとする。その内容に変更を生じた場合は、申し出て、内容を更新するものとする。第2条第3項の連絡担当者についても同様に報告・更新を甲に申し出るものとする。

(指揮)

第6条 乙の災害リハビリテーション支援に対する指揮は、甲の調整本部会議の方針等に基づき、調整本部の代表が行うものとする。

2 乙の代表者は、前項の指揮に基づき、派遣された支援チームの活動の指示を行う。

(支援チームの輸送)

第7条 支援チームの輸送手段は、乙が確保するものとする。ただし、道路等の被災状況により乙による輸送手段の確保が困難な場合には、甲は乙に対して必要な措置を講じるものとする。

(リハビリテーション医療器材等の供給)

第8条 乙が派遣する支援チームが使用するリハビリテーション医療器材、医薬品、支援用物品等（必要に応じて電子機器、通信機器及び通信料を含む。）は、当該支援チームが携行するものを含め、甲が供給するものとする。

2 支援対象者へ提供されるリハビリテーション医療器材とは、支援対象者の活動性を補助する機器等（弾性包帯、補装具、福祉用具及び自助具等）をいう。

(医療費)

第9条 避難場所等における支援対象者の医療費は、無料とする。

(支援活動終了の時期)

第10条 災害リハビリテーション支援活動の終了は、原則として避難所等の規模が縮小するとともに、被災地域の医療・介護サービス及び地域リハビリテーション支援体制がその機能を回復し、当該活動を引き継ぐことが可能となる時期とする。具体的な支援活動終了の期日については、甲乙協議の上決定する。

(実費弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙がリハビリテーション支援活動を実施した場合に要する費用は、災害救助法、県条例の定めるところ、及び甲の定めるところにより、次の各号について甲が負担するものとする。

- (1) 災害リハビリテーション支援活動の従事に伴う宿泊を含む旅費及び日当
- (2) 災害リハビリテーション支援活動に従事する際に使用するリハビリテーション医療器材、医薬品等に係る損料
- (3) 支援チーム員が災害リハビリテーション支援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 支援チーム員の災害リハビリテーション支援活動における事故等に対応するためのチーム員の損害保険料

(他都道府県の支援チームの受入)

第12条 災害の規模及び状況を踏まえて、甲が、甲以外の都道府県から災害リハビリテーション支援活動のための人材を受け入れて対処することを決定した場合には、乙はその都道府県からの支援チームの受入調整を行うものとする。

(他都道府県への支援チームの派遣)

第13条 他都道府県における災害発生時に、他都道府県から甲に対して、支援チームの派遣要請があり、甲が必要と認めた場合、乙は、その支援チームの派遣の調整を行うものとする。

(他都道府県間の支援チームの受入・派遣時の適用協定)

第14条 前2条の支援チームの受入及び派遣においては、被災した他都道府県における災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定を適用する。

(活動報告)

第15条 乙は、災害リハビリテーション支援活動を実施したときは、活動終了後、速やかに様式第2号により甲に報告するものとする。

(平時の訓練)

第 16 条 乙は、甲が行う合同防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加・協力をする。

(細目)

第 17 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めることができる。

(協議)

第 18 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第 19 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の 1 カ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合はこの協定は 1 年間延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県
三重県知事 一 見 勝 之

乙 三重県四日市市山田町 5 5 3 8 - 1
三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会
(三重 JRAT)
会長 清 水 康 裕

様式第 1 号

第 号
令和 年 月 日

災害時のリハビリテーション支援活動の要請書

三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会
(三重 JRAT) 委員長 様

三重県知事

令和 7 年 9 月 2 6 日締結の災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記の支援について要請します。

記

要請する内容

要請内容	要請期間	実施場所	支援を受ける 避難者数等	備考

連絡先
三重県医療保健部長寿介護課
担当者
TEL :
FAX :
E-Mail :

様式第 2 号

第 号
令和 年 月 日

災害時のリハビリテーション支援活動の実績報告書

三重県知事 様

三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会
(三重 JRAT) 委員長

令和 年 月 日 第 号で要請のあった災害時のリハビリテーション支援活動について、下記のとおり対応したので、災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定第 15 条の規定に基づき報告します。

記

災害時のリハビリテーション支援活動に係る実施状況

支援内容	支援期間	実施場所	支援した 避難者数等	備考

連絡先
三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会 (三重 JRAT)
担当者
TEL :
FAX :
E-Mail :